一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮前北谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
兵庫県多可郡多可町加美区多田
字宮前　四三〇番四から四三〇番六まで
四三〇番四の二
四三〇番一二
四三〇番一七
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び平成二十四年国土交通省告示第九百七十一号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県多可郡多可町加美区多田
字宮前　四三〇番三　一号
四三〇番四　二号
四三〇番六　三号
四三〇番九　四号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
谷ノ奥川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県佐用郡佐用町上石井
字谷奥
六三六番二
六五五番二
六五六番二
六五九番二から六五九番四まで
六三七番二及び六三七番三
字清水カ久保
六四〇番二
六四一番二
字清水ノ本
六三八番
字清水ノ元
六三九番
字影ノ峪
六四二番三及び六四二番四
字谷木割所
六四三番二
字雀峪
六四四番二
字道ノ下
六五七番
字道ノ下田
六五八番
字箱ノ峪
六六〇番四
字箱ノ迫
六六一番二
字谷道ノ下
六六四番二

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
本村谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県佐用郡佐用町福沢
字本村　一三〇八番
一三〇九番二
一三一三番二
一三一四番二
一三一五番二
一三一六番二
一三一七番から一三二四番まで
一三二一番一
一三二二番二
一三二五番二
一三二六番二
一三二七番二及び一三二七番三
一三二八番一及び一三二八番二
一三二九番二
一三三〇番三
一三三一番八四から一三三一番八六まで
一三三一番一三六及び一三三一番一三七
一三三一番一三九及び一三三一番一四〇
一三三一番一四二から一三三一番一四五まで
一三三一番一四七から一三三一番一五一まで
一三四二番二
一三四三番二
一三四四番二
一三四五番三及び一三四五番四
一三四六番から一三五七番まで
一三五八番三
一三五九番二
一三六〇番二
一三六一番二
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
広国川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県佐用郡佐用町下三河
字上ノ段　四〇三番　一号及び二号
四〇二番　三号から五号まで
三六〇番一　六号
三六二番　七号及び八号
三六三番　九号
三九〇番　十号
三七〇番　十一号
三八八番　十二号
三六七番　十三号から十五号まで
三六六番一　十六号
三四四番　十七号
三四五番　十八号
三四六番　十九号
三四九番　二十号
三五五番　二十一号から二十三号まで
三五七番　二十四号
字廣國　五〇〇番　二十五号
四九九番　二十六号

〇国土交通省告示第六百六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
表六甲山腹灘葺合
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地
兵庫県神戸市中央区神仙寺通三丁目
一番一
一番二
一番七
兵庫県神戸市中央区葺合町字上春日野
一番三
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
亀ヶ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県多可郡多可町八千代区俵田
字亀ヶ谷口　一一一番六二　一号
一一一番二四　二号
一一一番二三　三号から八号まで
一一一番一六　九号から十四号まで及び十六号から十九号まで
一一一番一五　十五号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
観音寺川・南谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県多可郡多可町加美区観音寺
字奥郷　三九二番一四　一号及び二号
三九二番一五　三号
三九二番二五　四号
三九二番一七　十四号
字北山　三九一番三　五号及び六号
字馬所　三九三番二七　七号
三九三番三二　八号
三九三番一八　九号から十一号まで
三九三番二〇　十二号及び十三号

〇国土交通省告示第六百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
酒井川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十七年建設省告示第千二百七号で指定した酒井川に掲げる土地の区域及び平成十一年建設省告示第七百三十六号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県三田市酒井
字南山　八五九番一　一号から五号まで
八九五番　八号、十一号、十二号、四十四号及び四十五号
八五四番　九号、十号及び四十六号